

# 健康保険は接骨院・整骨院で使える？

「健康保険取扱い」と書かれていても、接骨院や整骨院は病院ではないので、健康保険が使える範囲は一部に限られます。健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があり、使えない場合は全額自己負担です。医療費を返還していただく場合もありますので、ご注意ください。



健康保険  
使えないの!?

## 接骨院や整骨院で



### 健康保険が 使える場合

- ・外傷性が明らかなケガによる捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）
- ・骨折、脱臼

※応急処置を除き、継続してかかる場合は医師の診察と同意が必要

など



### 健康保険が 使えない場合

- ・運動後の筋肉疲労
- ・日常生活の疲れや加齢による肩こり、腰、膝の痛み
- ・ケガではない病気による痛み（神経痛、リウマチ、椎間板ヘルニアなど）
- ・医療機関で同じ部位の治療を受けているとき
- ・仕事中や通勤途上でのケガ

※労災保険が適用

など

## 要確認

## すでに治療されていて受診回数が多い方

外傷性の負傷は徐々に治癒に向かい通院回数が減るのが一般的です。また、慢性的な疾患には健康保険は使うことができません。長期間、整骨院や接骨院に通っていても改善が見られない場合は、他の病気が隠れているのかもしれない。病院での治療が必要な可能性があるため、医療機関を受診してください。

3か月以上通院しても  
症状の改善が見られない場合は…

重症化を防ぐためにも、すみやかに  
内科・整形外科など医療機関の受診を

このような  
場合も

施術を受けても腰痛が改善せず、しびれが出てきた

椎間板ヘルニアと判明



運動時に腰を痛め、整骨院で捻挫と言われたが治らず…

腰椎骨折と判明



膝関節が痛く施術を受けていたが改善せず…

痛風と判明

